

事務連絡

令和2年11月13日

各都道府県御担当者様

林野庁林政部林政課

## 補助金の要綱要領に係る行政手続の押印の取扱いについて

平素より森林・林業行政への御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、関係者の作業負担の軽減を図る観点から、本年度の当庁所管の補助金の要綱要領に係る申請等における押印の取扱いについて、以下のとおり取り扱うことといたします。

- (1) 申請等に関しては、申請書等において「印」等の押印を求めている規定がある場合でも、押印を要さないこととし、押印が省略された申請書等も受け付けること。
- (2) 申請書等において、本人が申請等を行っているかどうか疑義がある場合には、電話やメール等により確認を求める場合があること。

※ 個別の事業ごとの手続の詳細については、各事業を所管する当庁の各担当課に御連絡いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、各都道府県で定めている通知等に基づく申請等については、本事務連絡の対象ではなく、都道府県の御判断となります。

また、間接補助事業者等に連絡を要する場合におかれては、各都道府県から御連絡いただくとともに、適切な御指導を賜りますようお願い申し上げます。